

令和4年度 鉱山保安に係る当部の取り組み

I 基本的な考え方

令和4年度は、第13次鉱業労働災害防止計画（計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間）の最終年（5年目）であり、当部は本計画の主旨を踏まえ、次の基本的な考えのもと取り組むこととする。

1. 効果的・効率的な立入検査の実施等による鉱山保安法令の遵守徹底
2. 鉱山保安マネジメントシステムの活動の支援による保安レベルの向上
3. 災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚
4. 鉱業関係団体との連携等による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ

II 災害撲滅のための目標

鉱山災害の撲滅を図ることを最終目標とするが、平成30年から令和4年3月時点の災害実績を踏まえ、令和4年（暦年）の当部の災害撲滅のための目標は次のとおりとする。

1. 死亡者0名
2. 罹災者（災害全体）1名以下
3. 罹災者（重篤災害）0名

<参考>

当部の第13次鉱業労働災害防止計画の目標

- ①罹災者数（全体）：第12次期間中の罹災者6名（度数率0.41）に比し約2割減少させることを目標とし、第13次期間中の罹災者数を5名（度数率0.33）以下とする。
- ②罹災者数（重篤）：第12次期間中の重篤災害の罹災者6名（度数率0.41）を約3割減少させることを目標とし、第13次期間中の重篤災害の罹災者数を4名（度数率0.27）以下とする。

III 立入検査

立入検査においては次の検査を行うとともに、災害等が発生した場合は特別検査等を行い、再発防止を図る。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止により立入検査が実施できない場合には、リモートによるヒアリング等により保安対策等の取り組み状況を確認する。

1. 保安検査

稼行鉱山を対象に、自主保安体制や保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準遵守状況を確認する検査を計画的に実施し、鉱山保安法令の遵守徹底を図る。

なお、実施にあたっては、次の事項を検査重点項目として継続して実施する。

(1) 墜落災害防止

(2) 火災防止

2. 鉱害等検査、その他検査

対象鉱山に対し、坑廃水の採水・分析、作業環境の粉じん濃度測定等を計画的に実施し、各基準の遵守状況を確認する。

なお、必要に応じて、その他検査を実施し、施設の保守管理状況等を確認する。加えて、次の事項を検査重点項目として実施する。

(1) 坑廃水処理施設の老朽化対策、異常気象等に対する対策

<参考>

立入検査の種類は、次のとおり。

保安検査・・・鉱山の自主保安体制等を確認する検査

鉱害等検査・・・坑廃水等の各種基準の適合状況を確認する検査

その他検査・・・施設の管理状況を確認する検査等

特別検査・・・災害・事故が発生した場合の検査

IV 鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援等

鉱山保安マネジメントシステムの活動について、次のとおり助言、支援を行う。

1. リスクアセスメント（現況調査）の充実のための支援

鉱山保安マネジメントシステムの根幹であるリスクアセスメントの充実のため、保安検査等において、施業案変更時等における現況調査の実施状況について確認するとともに、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の状況に応じたきめ細かい助言を行う。

2. マネジメントシステム活動のための支援

継続的な保安水準の向上を目指し、地区保安対策協議会やメールマガジン、保安検査等を通じて、鉱山保安マネジメントシステムの自己評価結果を踏まえ、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の実態に合った助言等を行い、鉱山保安マネジメントシステム

活動を支援する。

V その他

1. 広報

令和4年度の当部の取り組みの概要、保安統括者会議、鉦山保安表彰、全国鉦山保安週間及び地方鉦山保安協議会等について、ホームページ、メルマガ、ツイッター、プレス発表により広報を行う。災害月報の電子申請のほか保安ネットの活用推進についても引き続き情報提供を行う。

また、災害等情報の水平展開を実施するとともに、鉦山への調査、アンケート等を行い必要に応じて情報提供を行う。

2. 関係団体等と連絡を密にし、次の取り組みを行う。

- (1) 九州地方鉦山保安表彰
- (2) 全国鉦山保安週間（7月1日～7日）における保安ポスターの鉦山等への配布、保安標語表彰及び保安講話
- (3) 関係団体及び地区保安対策協議会に対する保安に関する情報の提供及び地域単位での情報交換の促進による中小零細規模鉦山の保安レベルの向上